

④ 割賦購入資産に係る利息相当額

Q : 当社は、このたび月賦でトラックを購入しました。賦払金の中に利息相当額が含まれているのですが、この金額を取得価額から控除して損金の額に算入したいのですが、認められますか？

A : 割賦販売契約において購入代価と利息及び回収費用相当額とが明らかに区分されている場合には、これらを取得価額に含めないことができます。

【解説】

法人が資産を割賦で購入した場合には、その資産の取得価額は賦払金等の総額によることが原則とされています。

しかし、割賦販売契約において割賦期間分の利息が明らかにされている場合、その利息は取得価額を構成するというより期間費用であるという考え方もあります。そこで、割賦販売契約により資産を購入した場合において、購入代価と割賦販売期間の利息及び売り手側の代金回収のための費用等に相当する金額とが契約の上で明らかに区分されているときには、その利息及び回収費用相当額については、これらを取得価額に含めないことができますとされています。

取得価額に含めるか、期間費用とするかは「その資産の償却率」と「その資産の賦払期間の月数に占めるその期の月数の割合」を比較し、有利な方を選択されるとよいでしょう。なお、特別償却が可能な資産であれば、その割合も加味して、判断されるとよいと思われます。

